

みんなでつくる むらのルール 自治基本条例

コミュニティ活動と 自治基本条例

むらづくりのルールとして「自治基本条例」のなかに、コミュニティ活動や自治会等での住民活動をどのように盛り込むか、大きなテーマです。

そこで、コミュニティ活動においても、自治基本条例においても、先進地の宝塚市の実践について、元まちづくり推進部長の田中義岳さんに講義いただきました。

宝塚市では、早くから小学校区でコミュニティ協議会を結成し、それぞれに、自主的な体制で運営がなされ、充実した活動が行なわれています。

そんな活動や体制を成文化し、市の基本原則に位置づけるために、自治基本条例が全国2番目に制定されています。

自治の基本原則として、「村民主権」や「人権の尊重」などを定めた後、住民の権利や住民活動・コミュニティ活動の意義と基本的な考え方を盛り込む予定です。

「住民の権利」としては、むらづくりに関して「知る権利」「学ぶ権利」「参画する権利」「自分らしく地域に生きる権利」などについて検討されています。

ただし、一方で住民自身もむらづくりに関心を持ち主体的な参加をすべき、という意見もあります。

また、地域活動においては、自治会の公民館を活用できればとい



元宝塚市まちづくり推進部長 田中義岳さん

う意見があります。それには、住民みんなが大切に使うマナーが

本村では、平成 16 年度から、自治会毎の「コミュニティ計画づくり」に対し、3 名ずつの職員を「支援スタッフ」として位置づけて、話し合いの場に参加しながらお手伝いしています。

5 年目を迎える今年、職員の配置を一部見直し、あらためて村民の皆さんとの協働による「コミュニティ計画づくり」をすすめるために、講師・田中義岳さんをお迎えして研修しました。

○「支援スタッフ」は、住民の皆さんの活動をお手伝いし、支援する役割を持っています。

○「支援スタッフ」は、地域の課題について、住民の皆さんとともに悩み考えていきます。

○人は誰でも「自分らしく輝きたい」と思っています。「コミュニティ活動」は、地域の人材発掘につながる取り組みです。

◆協働…村民および村がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合う

必要という意見もあります。

自治基本条例は、「自治体の憲法」と表現されるように、行政や議会の役割を明確にしていく趣旨のものですが、村民の皆さんの積極的な参画があつてこそ、活かされるものです。

もう少しで仕上がる「たたき台」に積極的なご意見をお寄せください。

村民委員による策定委員会で大いに参考にさせていただきます。



チューリップマラソン
プランター球根植え作業（暖簾塾）

※担当課 地域振興課 TEL 27 - 5954